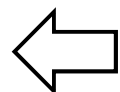


令和3年5月10日：

特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律 公布
(特定都市河川浸水被害対策法の施行は公布から6ヶ月以内)



法指定の可否を技術的な見地より検討

令和3年11月以降：
・特定都市河川に指定
・流域水害対策協議会の設立
・流域水害対策計画の作成

特定都市河川の指定により可能となる主な措置

- ・雨水浸透阻害行為の許可等
- ・保全調整池の指定及び行為の届出
- ・浸水被害防止区域の指定(住宅等の建築や開発行為の規制)
- ・貯留機能保全区域の指定